

平成 29 年 9 月 22 日

Press Release

各 位

三菱UFJ国際投信株式会社
東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号
加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

【ETF】『MAXIS高利回りJリート上場投信』設定・上場について

追加型投信／国内／不動産投信／ETF／インデックス型

三菱UFJ国際投信株式会社(取締役社長: ^{まつだ}松田 ^{とおる}通)は、『MAXIS高利回りJリート上場投信』を平成 29 年 10 月 10 日(火)に新規設定し、10 月 11 日(水)に東京証券取引所へ上場することをお知らせ致します。

上場取引所	東京証券取引所
銘柄コード	1660

商品分類					属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	独立区分	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス
追加型	国内	不動産投信	ETF	インデックス型	不動産投信	年4回	日本	その他 (野村高利回りJリート指数)

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

【三菱UFJ国際投信のETFシリーズブランド「MAXIS(マクシス)」について】

同ETFの名称の冠になっている「MAXIS(マクシス)」は三菱UFJ国際投信が運用するETF(上場投資信託)シリーズのブランドです。このブランドには、「最高(MAX)の品質」と「お客さまの投資の中心軸(Axis)」をめざすという三菱UFJ国際投信の思いが込められています。



MAXIS



MAXIS

ファンドの設定にあたって

2001年9月に東京証券取引所に2つの銘柄が上場して誕生したJリート市場は、その後拡大を続けており、2017年7月末現在で銘柄数は58、時価総額は11兆円を超える規模にまで成長してきました。

この間、Jリートは相対的に高い利回りが期待できる商品として、多くの投資家に認知が広がってきました。

そうした中で弊社では、予想分配金利回りの高い銘柄(30～40銘柄)で構成された「野村高利回りJリート指数」に連動する投資効果を目指す上場投資信託(ETF)を設定いたしました。当ETFに投資を行うことで、比較的高い分配金利回りを獲得することが期待できます。

当ETFが受益者の皆様の資産形成に資するよう、運用に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

2017年9月

三菱UFJ国際投信

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

対象指数(野村高利回りリート指数)の値動きに連動する投資成果をめざします。

ファンドの特色

投資方針

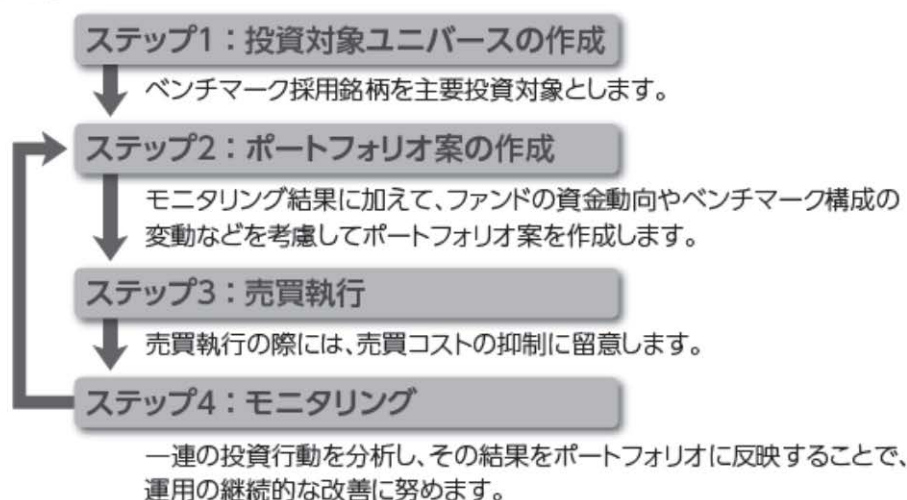
野村高利回りリート指数に連動する投資成果をめざして運用を行います。

野村高利回りリート指数に採用されている銘柄(採用予定の銘柄を含みます。)の不動産投資信託証券に対する投資として運用することを目的とし、ファンドの1口当たりの純資産額の変動率を野村高利回りリート指数の変動率に一致させるよう運用を行います。
個別銘柄の口数の比率は、野村高利回りリート指数における個別銘柄の時価総額構成比率から算出される口数の比率程度を維持することを原則とします。

<野村高利回りリート指数について>

野村高利回りリート指数とは、国内金融商品取引所に上場する全ての不動産投資信託の中から、予想分配金利回りの高い銘柄(30～40銘柄)を組み入れた非時価総額加重型の指数です。
構成銘柄の組入ウエイトは、「予想分配金利回リスク×時価総額」に比例して決められます(個別銘柄のウエイトの上限は5%)。
2007年8月31日を基準日とし、その日の指数値を10,000として計算されています。

<運用プロセスのイメージ>



❶ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。
☞ 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<http://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)でご覧いただけます。

■上場投信の仕組み

ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律により定められる投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品性を持っています。

受益権が上場されます。

ファンドの受益権は、下記の金融商品取引所で上場され、株式と同様に、市場価格で売買することができます。

金融商品取引所における売買単位は1口単位です。

取引方法は、原則として株式と同様です。売買手数料等につきましては、お取引される第一種金融商品取引業者にお問い合わせください。

<金融商品取引所>

・東京証券取引所(2017年10月11日に新規上場予定)

取得申込みは不動産投資信託証券によって行われます。

金融商品取引所における買付けのほか、不動産投資信託証券による取得申込み(追加設定)を行うことができます。

委託会社は、あらかじめ取得申込みに必要な不動産投資信託証券の銘柄およびそれぞれの口数を指定します。取得申込者はこれらの不動産投資信託証券を提供することで、引換えに受益権を取得することができます。

原則として、金銭による取得申込みを行うことはできません。

受益権と引換えに不動産投資信託証券を交付(交換)します。

一定口数以上の受益権を保有する受益者は、それに相当する信託財産中の不動産投資信託証券と交換することができます。

委託会社は、あらかじめ交換できる不動産投資信託証券の銘柄およびそれぞれの口数を指定します。

なお、通常の投資信託における換金手続きの「解約請求」は、ファンドでは行うことができません。換金は、原則として金融商品取引所を通じての売却となります。

■主な投資制限

- ・同一銘柄の投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
- ・外貨建資産への投資は行いません。
- ・有価証券指数等先物取引等を行うことができます。

分配方針

年4回の決算時に分配を行います。

- ・年4回の決算時(1・4・7・10月の各10日)に分配を行います。
- ・分配金額は、経費等控除後の配当等収益の全額を原則とします。
- ・分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、分配金額は運用実績に応じて変動します。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
(初回決算日は2018年1月10日です。)

●「MAXIS(マクシス)」の由来

「MAXIS(マクシス)」は三菱UFJ国際投信が運用するETF(上場投資信託)シリーズの統一ブランドです。このブランドには、「最高(MAX)の品質」と「お客さまの投資の中心軸(Axis)」をめざすという三菱UFJ国際投信の思いが込められています。

「野村高利回りリート指数」の著作権等について

野村高利回りリート指数の知的財産権およびその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、野村高利回りリート指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、野村高利回りリート指数を用いて運用される当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。



投資リスク

■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。
したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

価格変動 リスク	一般に、不動産投資信託証券の価格は保有不動産等の価値やそこから得られる収益の増減等により変動するため、ファンドはその影響を受け組入不動産投資信託証券の価格の下落は基準価額の下落要因となります。
信用リスク	組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。
流動性 リスク	有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。また、不動産投資信託証券は、株式と比べ市場規模が小さく、一般的に取引量も少ないため、流動性リスクも高い傾向にあります。

■その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ファンドは、交換時期に制限がありますのでご注意ください。
- ファンドは金融商品取引所に上場され取引が行われますが、金融商品取引所における市場価格はファンドの需給などによって決まり、時間とともに変化します。このため、ファンドの市場価格は基準価額に必ずしも一致せず、またその差異の程度については予測できません。
- コンピューター関係の不慮の出来事に起因する取引上のリスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

■リスクの管理体制

ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。
また、定期的に開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

取引所を通してお取引されるお客さま向け	
上場市場	東京証券取引所
設定日(上場日)	2017年10月10日(2017年10月11日)
信託期間	無期限
決算日	毎年1・4・7・10月の10日
ベンチマーク	野村高利回りJリート指数
取引所における売買単位	1口単位
【お客さまには以下の費用をご負担いただきます。】	
■取引所を通してお取引される場合に直接ご負担いただく費用	
売買委託手数料	取引所を通してお取引される場合、取扱い第一種金融商品取引業者(証券会社)が独自に定める売買委託手数料がかかり、約定金額とは別にご負担いただきます。(取扱会社ごとに手数料が異なりますので、その上限額を表示することができません。)
■保有期間中に間接的にご負担いただく費用	
信託報酬	以下により計算される①と②の合計額とします。 ①日々の純資産総額に対して、年率0.27%(税抜 年率0.25%)以内をかけた額 ②有価証券の貸付の指図を行った場合、その品賃料の54%(税抜 50%)以内の額
ファンドの上場に係る費用	2017年10月10日現在:新規上場料(新規上場時の純資産総額に対して0.0081%(税抜 0.0075%))、追加上場料(追加上場時の増加額に対して0.0081%(税抜 0.0075%))、年間上場料(毎年末の純資産総額に対して最大0.0081%(税抜 0.0075%))、その他新規上場に係る費用(54万円(税抜 50万円))
対象指数についての商標の使用料	対象指数についての商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(信託財産の純資産総額に年率0.054%(税抜 年率0.05%)(上限)をかけた額)
その他費用(*)	ファンド内での売買に伴う売買委託手数料、監査報酬、組入資産の保管等に要する諸費用、先物取引・オプション取引等に要する費用等
(*)「その他費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。	
なお、お客さまにご負担いただく費用等の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。	

取得申込・交換請求されるお客さま向け	
上場市場	東京証券取引所
設定日(上場日)	2017年10月10日(2017年10月11日)
信託期間	無期限
決算日	毎年1・4・7・10月の10日
ベンチマーク	野村高利回りJリート指数
取引所における売買単位	1口単位
取得申込みの受付	継続募集期間において、原則として、取得申込みができます。ただし、取得申込みができない場合があります。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「手続・手数料等 お申込みメモ」をご覧ください。
申込単位等	1ユニット以上1ユニット単位 委託会社は、取得申込受付日の3営業日前までに、取得申込受付日に適用される現物不動産投資信託証券のポートフォリオ(「ユニット」といいます。)の銘柄および数量を申込ユニット数に応じて決定し、販売会社に提示します。 (申込みに係る口数は、委託会社が定めるものとし、1口の整数倍とします。) 申込ユニットの評価額が、取得申込口数に受益権の価額をかけた額に満たない場合は、その差額に相当する金額について金銭を充当するものとします。
申込価額	申込受付日の基準価額
交換請求の受付	2017年12月15日以降において、その請求の翌営業日を受付日として、受益者は自己に帰属する受益権と信託財産に属する有価証券との交換を請求できます。ただし、交換の請求ができない場合があります。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。 なお、解約の請求はできません。
交換単位等	委託会社が定める一定口数 受益者が取得できる個別銘柄の有価証券に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日に交換の申込みに応じて受益証券の受渡しが行われることとなる有価証券(「配当落ち銘柄等」といいます。)が含まれる場合は、委託会社は、交換に係る有価証券のうち当該配当落ち銘柄等の株式に相当する部分について、当該株式の個別銘柄時価総額に相当する金銭の交付をもって交換するよう指図することができます。
【お客さまには以下の費用をご負担いただきます。】	
■申込時に直接ご負担いただく費用	
申込手数料	販売会社が定める額 ※詳しくは販売会社にご確認ください。
■交換時に直接ご負担いただく費用	
交換手数料	販売会社が定める額 ※詳しくは販売会社にご確認ください。
信託財産留保額	なし
■保有期間中に間接的にご負担いただく費用	
信託報酬	以下により計算される①と②の合計額とします。 ①日々の純資産総額に対して、年率0.27%(税抜 年率0.25%)以内をかけた額 ②有価証券の貸付の指図を行った場合、その品貸料の54%(税抜 50%)以内の額
ファンドの上場に係る費用	2017年10月10日現在:新規上場料(新規上場時の純資産総額に対して0.0081%(税抜 0.0075%))、追加上場料(追加上場時の増加額に対して 0.0081%(税抜 0.0075%))、年間上場料(毎年末の純資産総額に対して最大 0.0081%(税抜 0.0075%))、その他新規上場に係る費用(54万円(税抜 50万円))
対象指数についての商標の使用料	対象指数についての商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(信託財産の純資産総額に年率0.054%(税抜 年率0.05%)(上限をかけた額)
その他費用(*)	ファンド内での売買に伴う売買委託手数料、監査報酬、組入資産の保管等に要する諸費用、先物取引・オプション取引等に要する費用等
(*)「その他費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。	
なお、お客さまにご負担いただく費用等の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。	

■当資料は、プレスリリースとして三菱UFJ国際投信が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認ください。■当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。■投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。■投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成29年9月22日に関東財務局長に提出しておりますが、届出の効力は生じておりません。したがって、当該届出の効力が発生するまでに、当資料の記載内容が訂正される場合があります。

以上